



制度的なるものと制度的ならざるもの
——経済制度の進化に関するひとつの試論——

Institutionals and Noninstitutionals
—— An Essay on the Evolution in Economic Institutions ——

Motoshi Sakai

ABSTRACT

This essay is an inquiry into the nature of economic institutions . These institutions include markets , firms , and money . Traditional Institutional Economics defines “ institution ” as a “ habit of thought , ” “ collective action , ” or “ social custom . ” These definitions have certain common elements , implying that institutions mediate between individuals and society .

The question is why these economic institutions exist . There are a few reasons as a whole . The first reason is the existence of uncertainty in our economic activities . Our economic life broadly involves uncertainty , as complexity in society , and unsettled affairs in an individual context . The second reason is that people seek the “ order ” in the economy , which develops the perspective of one 's individual future .

These institutions do not exist in a static state , but in a dynamic one . It is very important to investigate the aspects of these institutional changes . They occur relative to the fluctuations of society and individuals . We must pay attention to this aspect , as seen in the context of not only Institutional Economics , but also that of other schools , such as the Austrian School .

はじめに

制度的なものはすべて、社会のなかで個人をがんじがらめに制約するものだ、という固定的なイメージだけが圧倒的に強く流布しているのは、考えてみるとかなり不思議な現象である。制度といえども、人びとがそれを受け入れ設立されることがなければ、そもそもこのように制約することもできないものだといえるからである。

もちろん、ながらく制度と言え、固定的なもの、硬直的なもの、形式的なものの代名詞であり続けてきたのは事実である。また、「体制」という大きな社会状況での制約をあらわす言葉や、古くから個人を制約する言葉として使われてきている「法度」などという言葉と同様に、制度というものは、つねに個人に対して外側から規制を加えるような、政府政策の手段や社会統制の装置として、いつも考えられてきている。けれども、はたしてこのような考えは、現在においても、依然として正当なものであるといえるのだろうか。

制度学派の遺産

このような制度というものの固定的なイメージは、米国のプラグマティズムの考えなどに起源をもとめることができるとはいえ、経済学の内では、今日制度学派と呼ばれるに至ったグループの内なかで培われてきたものである。この考え方をはじめた、T・ヴェブレン、J・コモンズ、M・ミッチェルなどを観察すればわかるように、すこし鼻屑目にみたときにはかれらを半ば誤解しているともいえるかもしれないが、このようなイメージはかれらのなかで定着されてきたものである、というのはまぎれもない事実である。たしかに、かれらは経済上の慣行や習慣などの特性を、経済現象のなかに共通に指摘してきている。かれらに従ってこのことを見るかぎり、制度というものがこのように硬直的な性格を持つものである、ということに半面の真理が含まれているのは否定しようもないことである。

それは、たとえばかれらが好んで取り上げる、企業という経済制度をみればわかる。そこでは、新たに財貨が取引されたり、新たに社員を雇ったりするとき、そこで直接的に観察されたり触れることができたりするような、短期的な経済関係が問題となることももちろんある。けれども、それよりもむしろその背後にあって、この財貨が動く前から、あるいは新入社員が入る前から、長期にわたって継続して影響をあたえて

きているような、根本的な経済関係がここではより重要である。このような企業の現場では、さまざまな目的で締結された協約や、暗黙的に守られている慣行が、実際に重視される。これが、この学派の主張であった。経済制度とは、流動的で直接的なものというよりは、人びとのあいだに定着しているものである。あるいは、こうも言うことができる。個人が社会とかかわるなかで、人びとの関係のうちもっとも支配的になったものが、制度として経済の根本的な関係となってあらわれる。このように考えてきたのは、まぎれもなくこの制度学派であったといえる。

前に述べたヴェブレンは、『有閑階級の理論』のなかで、今日たいへん有名になった「見せびらかしの消費 (conspicuous consumption)」とよばれる消費習慣を観察し、個人と社会の関係を長期的に支配するような、人びとのあいだに見られる思考習慣 (habit of thought) を、「制度 (institution)」と呼んだ。おなじくコモンズは、人びとの行動を支配する基本的な集団行動のなかに、制度というものに見られる共通の要素を発見してきている。また、W・C・ミッチェルは、制度とはあまねく支配的で、かなり標準化された社会習慣である、と考えた。さらに、W・ハミルトンは、制度というものは集団的な習慣や人びとの慣習のなかに体化されている、と述べている。つまり、人びとの経済的な目的は、それぞれ異なっていてバラバラに経済活動は営まれているが、消費活動などのなかでは、あるとき全体としてまとってみえたり、あるいは全体を包んだり、支配的であったりするようなものとして、人びとの思考形態が観察されるときがある。もちろん、これは人びとにみられる思考上の習慣であるから、人びとの考え方が変化すれば長期的には変容を受けることになる。しかしながら、習慣であるからには、短期的に見れば、ある程度は固定的で安定した作用を経済全体に及ぼす性質をもっている。したがって、制度といえは、この慣習的で集団的な性格が、まず頭に浮かんでくることは致し方ないことではある。

メンガーの制度研究

ところが、経済制度研究のながれをたどると、米国のこれらの制度学派とは異なるもうひとつの起源のあることがわかる。すこし意外だと考える向きもあるかもしれないが、ふつうは制度学派がもっとも批判の矛先を向けそうであると考えられている、経済学のオーストリア学派が、それである。このような、経済学者G・ホジソンなど

をはじめとする欧米制度学派の新世代のなかなどで、近年ようやく認められるようになった考え方は、経済制度というものを考えるうえで新たな境地を開いてきているものだといえる。とりわけ、オーストリア学派第一世代に属する、C・メンガーの積極的な再評価は、制度論の正統につらなる考え方をいくつか提出してきていることで注目に値するものである。

メンガーの強調したのは、制度の維持される過程ではなく、むしろ制度の生成される過程である。けれども、かれの議論のはじめに見られる問いかけには、それほど驚くべきことが含まれているわけではない。たとえば、社会制度論を積極的に展開した著作である『経済学の方法』のなかに、つぎのように述べているところがある。社会制度という現象が共通に見られるのは、「公共的な動機は認められるけれども、具体的な場合に、個人的な動機をみつけることは困難であるような、ひとつの共同体成員の、同質的な行為の仕方」のなかである、とされる。これなどは、なかほどの言葉さえ除けば、前述のコモンズの示した、制度の定義とあまり差があるわけではない。ここでは、ひとつの集合的な行動が生ずることが仮設されている。そして、この集合的な行動は、ほかの制度論と同様に、公共的に何らかの役に立つことが想定されているのである。つまりこの点は、制度を論ずるときには、外すことのできない論点であることを確認していることになる。

けれども、それではなぜ、人びとはこのような大小さまざまな公共的な目的をもった、社会制度というものを設立するのであろうか。ここで、制度の生成という観点から制度論を組み立てていることが注目に値することである。制度というもののこのような生成面に、とりわけ注意を注いでいることが、メンガーをはじめとするオーストリア学派の優れている点である。なかでも、メンガーの示した貨幣起源論は、貨幣がなぜ生まれるかという制度生成の観点から、制度論を展開しているものの典型といえる。

もちろん、メンガーが、たとえば経済学者のクナップに代表されるような、表券主義などの貨幣法制説とよばれる考え方を無視したわけではない。現代社会にみられる現金通貨を観察すればわかるように、今日の貨幣のなかにも、法によってそれが貨幣であると宣言されるような考え方は、数多くみることができる。けれども、このことはほかの説が同時に成り立つことを排除しているわけではない。このとき、あきらかに法は、特定のものを貨幣として採用するために定めるというより、むしろすでに貨

幣となっているものを追認するときに、より多くの威力を発揮する、という点を見過ぎすべきではない。

ここで、メンガーの問題は、法律にもよらず、さらに人びとの明確な合意にもよらない方法で、いかにして貨幣制度がうまれるのか、ということである。メンガーの解決は、ひとつの不確実な状態をもうひとつの確実な状態に置き換えることによって可能であるとする。貨幣がなければ陥るであろう不確かな事態から、ひとつの慣習を形成することによって、より確実性のある状態へ、転換を図ろうということにある。ただし、ここでいう慣習は、人びとのあいだではあくまで暗黙の了解のうちに、意図せざるものとして生成されてくるような種類のものが考えられている。

けれども、メンガーは、このような貨幣使用についての慣習がいかに定着するのだろうか、という説明をおこなうには、つぎのようなひとつの重大な障害のあることに気づいていた。

たとえば、いまかりに貨幣の存在しない、あるひとつの市場を考える。ここに集まる商人たちは、たんなるふつうの交換取引をおこなうかぎり、さしあたりそのあまっているものを、かれがその時点で直接欲しいと感じるような財だけと交換したいと思う。そして、もしかれがまったく欲求するものがなければ、あるいはすでに十分に備えて持っているときには、この財をえることを拒否するという行動をとることは当然だと思われる。「したがって、あまっているものを市場に持参するひとが、だれでもかれの望む財を交換によって手にいれることができるためには、だれかかれの商品を必要とするひとを見つけなければならないばかりでなく、同時に、だれかかれの望む財を売るひとを見つけなければならない。こうした事情は、純粹の交換取引の支配のもとでは、取引にたいしてきわめて大きい障害となり、取引をきわめて狭い限界内に制限する」ことになる。じつは、この障害の存在こそが、あるいはこの障害を取り除くことこそが、貨幣という社会制度の存在理由のひとつなのである。つまり、物々交換の世界には、ほぼ普遍的に、交換を求める商品が交換を求められる商品でなかったり、交換を求める商品の規模が交換を求められる商品の規模に一致しなかったり、というような、いわば販売可能性の限界、あるいは分割可能性の限界とでもよぶことができるような、重大な障害がつねに付きまとっている。このような市場では、このままでは交換される財の種類が多くなればなるほど交換不可能な商品が増大しそうに思え、市場というものは限定されてしまうかのように思われてしまうのも当然である。

ところが、このような市場取引上の障害は、商人たちのあいだにひとつの商習慣が形成されることによって解決されることになる。それは、たとえ商人たちが本来欲しいと思っていた財と交換できなかったときでも、さしあたり必要とはしていないが、自分の手元にある商品より「市場性 (marketability)」の高いようなほかの商品と、かならず交換しようとする、という習慣の形成である。ここで市場性とは、どのくらいその商品を手りやすいか、という販売の可能性のことであり、メンバーが貨幣制度生成を考えるうえでもっとも重視した考えである。そして、最終的には時間が相当かかるかもしれないが、ここに市場性のもっとも高いものが、貨幣として選取りられることになるのである。

さてここでの問題は、なぜ商人たちのなかで、さしあたり自分自身にとって無用な商品であっても、すすんで交換をおこなうという習慣形成がなされるのか、ということにある。ふつうの功利主義的な考えでは、このことは説明できない。ひとは、合理的に考えるならば、無用なものには満足しないものであるからである。けれども、そこにはまぎれもなく、一時的には無用なものを受け取ることにはなるが、全体としてみれば、そのことを補ってあまりあるほどの、取引を円滑におこなうことができるというメリットの存在することが認められる。そこに至るまでは、おそらく数限りない試行錯誤と、繰り返しを行いつつその経験を学んできた結果とが含まれていると考えられ、たんなる全体的なメリットということでは片づかないものを含んでいるかもしれない。しかし、ほかの社会制度の成立のときにも、同様に見られてきたように、ひとつのアイデアが発見され、それが反復されることによって、それは最後には慣習として定着されていくものだと考えることができる。

ここでも、やはりメンバーの考え方のなかで重要だといえるのは、取引上のこのような障害を取り除く制度的な工夫が、けっして取引の外側から、法などの規制によってもたらされたのではなく、取引そのもののなかから生成されてきていると考える点である。公共の利益をいっさい考慮することなくして、商人たちはとりあえず無用で、それ自身効用を生まない貨幣的なものを、暗黙のうちに、受け入れることを経験のなかで学んできているのである。このようにして、貨幣という、市場性の高い商品と交換することは、市場取引を成立させるうえで、ある種の不確実な状態を排除することができ、ひとつの確実な状態、つまりは制度というものの存在を認識するにいたるといえるのである。

習慣と規則

制度というものは、このように生成される面と、維持される面という、二つの性質を持っている。制度のこの二面性を考えるうえで、人びとの形成する社会的な習慣というものは、大いに参考となる視点を提供している。それは、習慣の形成と維持には、マナーやルールが重要な役割を果たしているという点である。同様にして、制度が生成してくるには、その制度にあった暗黙のルールや、明文化された規則などが重要な要素となる。

つまり、このような制度において、人びとの関係を特定の方法で定めているのが、規則 (rule) である。これらのルールが組み合わさって、制度が形成されている。この点からみれば、経済学者 J・ナイトが言うように、制度とはルールの束 (a set of rules) であるという定義が当てはまることになる。どのようなルールが採用されているかによって、その制度が性格づけられる。たとえば、前述のように、法律によって固定的に規制されている制度は、硬直的なものになる場合が多いし、また慣習や慣行などによって暗黙のうちに定められている制度は、柔軟なものになる可能性が高いと考えられる。

このようなルールというものを、一般的に観察して二つに分類したのは、言語学者 J・R・サールである。ひとつは、統制的規則 (regulative rule)、もうひとつは、構成的規則 (constitutive rule) である。もちろん、このような分類は便宜的なものであり、実際のルールというのは、おそらく双方の要素が多少とも含まれているものであるが、最終的に採用されるルールによって、そこで生成される制度の性格がかなり左右されるのも事実である。統制的規則は、その規則が適用される行為に先行して、あるいは独立して、行為の外側から規制するルールである。交通信号によって規制されるような交通規則の多くは、これに当たる。これに対して、構成的規則は、人びとの行為自体の成立がそのルールに依存するような、内側からその行為を創造したり、定義づけたりするルールである。たとえば、スポーツやゲームの規則は、統制的なものも多く含まれるが、ほぼ構成的なものが多くを占めるといえる。これらは、スポーツ行為者が、そのゲームをおこなうなかで発達させてきたような規則であって、スポーツを行う可能性そのものを創造している場合が多い。

経済制度で働いているルールのなかでも、この二つの種類を区別することが重要である。たとえば、先程から例にあげている貨幣制度を考えると、「貨幣は国家が管理しなければならない」という、いわゆる管理通貨制度のルールのもとでは、かなり統制的であるといえる。これに対して、「貨幣使用は、その所有者が使用したくなればいつでも使用できるような、特定化されない潜在的適用性をもつものであれば許される」という一般的な貨幣ルールのもとであれば、国家が発行する厳密な通貨以外にも市場性、流動性、耐久性などをもつものを貨幣として使用できるような、かなり構成的な状況にあるといえる。たとえば、欧米の歴史のなかには、トークンとよばれるような、民間の発行する貨幣がたびたび登場する。また、前に述べたメンガーの貨幣発生論は、この構成的規則のもとで生まれるような種類の、典型的な習慣形成を説明している。商人たちが、自分の持っている商品を、より市場性の高い商品に交換するというルールを、経験のなかで学びとることを通じて、貨幣使用の習慣が設立されることになる。

社会学者は、ルールのかわりに、規準 (norm) という言葉を好んで使用する場合が多い。こちらの言葉には、やはり外的な規範にしたがう規則であるという、統制的規則の意味が多分に含まれることになる。他方、これと異なる規則を重視する立場もある。前述の構成的な規則の役割を重要視するのは、オーストリア学派第二世代に属する経済学者 F・ハイエクである。彼の引用している言葉に、人間は「ルールに従う (rule-following) 動物」である、というものがある。人間がルールに従うのは、理性が働いてルールを守るからではない。暗黙のうちに、そのルールを守れば、最終的には、個人あるいは人間全体が成功に至ることを経験的に知っているからであるとする。経験のなかで、成功に結びついたルールのみを選び、その活用を広げ、発展させることを学ぶのであると考える。

いずれにしても、この規準にしる規則にしる、制度のなかで人びとによって守られるためには、全員が共通にそれらを意識的にあるいは暗黙のうちに認識し、共有していなければならないことになる。この点では、さきに指摘した「制度とは、思考習慣 (a habit of thought) である」というヴェブレンの定義は当を得たものである。なぜならば、長い時間をかけて、人びとのあいだに共有されてきた暗黙のルールを、制度などを形成するとき人びとはいつも利用してきたからである。前述したように、この影響を受けてヴェブレン以下制度学派の学者には、制度の定義にこの習慣 (habit)

や慣習 (custom) を使用するものがすくなく存在する。つまり、この習慣や慣習のなかに内在する社会的なルールをいかに設定するのか、ということに、制度というものの性質が大きく依存しているといえる。

なぜ経済制度は必要か

それでは、なぜこのような経済制度が必要とされるのだろうか。経済制度が習慣や慣習として成り立つとしても、これはたんなる惰性で維持されているわけではない。ここには、それ相当の存在理由があると考えられる。これらの理由を考えてみることには、十分な意味があると思われる。仮に、個人が完全に自立し独立して経済生活を営むことができれば、このような個人と個人を結んだり、個人と社会をつないだりするような制度というものは必要ないことになる。しかし、あらゆる経済社会には、市場制度や企業制度、さらに貨幣制度のような、個人と社会の中間に存在して、それぞれを媒介するような中間的な経済制度がみられる。このような経済制度が、あらゆる社会で共通に形成される理由は、どこにあるのだろうか。

社会のなかで経済制度が存在する第一の理由は、制度というものが将来起こるかもしれない不確実性 (uncertainty) を縮減する役割をもっているからである。メンバーの貨幣制度の例でわかるように、貨幣の存在は、市場取引で生ずるさまざまな不確実な状態にかかる経済的な費用を、節約することができる。あるいは、もうひとつの例をあげるならば、現代のなかではもっともこの将来の不確実な状態に晒される可能性の高い経済制度として、企業制度にみられる例が最適である。たとえば、このような企業の組織はつねに、需要動向、価格変動、景気動向などの、将来の不確実性に直面しているが、これに対して、経済学者F・ナイトが明らかにしたように、企業は階層制という安定的な組織を構成することによって、トップの者が下位の者の危険を引受け、これを保証する仕組みを発達させている。このように、もしかりに個人が企業に所属しないで孤立していれば、不安定な不確実性をそのまま直接引受けざるをえないが、企業という制度の存在によって、この不確実性を制御して安定した経済構造を創り出すことが可能になる。すこし比喻を使うならば、流れの速い現実を抗して、錨をおろして安定を保とうとする仕組みとして、制度は働くことになる。社会学者N・ルーマンは、このような機能を抗事実性という言葉で表現したことがある。

経済制度が形成される第二に考えられる理由は、制度が、今日の大規模な社会に存在する複雑性 (complexity) または、ある場合には多様性 (diversity) を減少させるからということにある。今日の経済社会は、個人の身のまわりだけで閉鎖的な経済活動を営むだけでは済まされない状況にある。このため、貨幣や言語などの抽象的な媒介物を利用して、さまざまな個人と多様な情報のやりとりを行わなければならない社会となっている。この意味で、今日の経済社会は、哲学者K・ポパーが言う「抽象的社会」という性格をもっている。他者や社会との間に成立する関係を、言語、法律、権力、貨幣のような人間の抽象的なメディア手段によってしか確かめようのない社会なのである。個人は、このような大規模な社会のなかで、バラバラに存在し専門化し複雑になった情報を個々に処理しなければならない状況にある。今日の経済社会は、一個人の許容量をはるかに越える情報を生み出す複雑な社会なのである。何が確実で、何が信用のおくことのできるものであるかを確認することが困難な社会なのである。このなかにあって、制度はこれらの複雑性を減らす役割をもっている。たとえば、社会学者G・ジンメルによれば、貨幣制度は人びとが財貨をやり取りするときに必要な、物的なコミュニケーションの信頼性のうえに成立していると考えられている。この信頼性があるために、貨幣は経済取引のなかで受取りや支払いを拒否されない状況をつくり出しているといえる。社会学者のルーマンの言い方を借りてさらにこのことを発展させて言い換えるならば、この信頼を背景として、「貨幣所持者は、いつ、誰と、どのような対象に関して、またどのような条件の下で交換するのかということ、未決定のままにしておく」ことができることになる。つまり、貨幣はたんなる取引の手段や指標としての記号ではなく、経済取引上の信頼をあらわす、いわばシンボルとなりうるものなのである。この点で、貨幣制度は、社会の複雑な取引や情報交換を節約し縮減する媒介物として、社会的に機能しているといえることができる。

経済制度が存在する第三の理由は、負担免除機能にある。これは、制度が社会に対して及ぼす影響というよりは、むしろそこに参加する個人に及ぼすものである。この点を指摘したのは、ドイツの哲学者A・ゲーレンである。ゲーレンは、人間の本能には動物と異なる本質的欠陥が存在すると考える。つまり、生きる過程でそのたび毎に選択を迫られるのが人間である。この点で、動物は本能によって生涯が確定しているのに対して、人間の人生は未確定である、という特徴があるといえる。このため、人間はあまりに多くの意思決定をそのたび毎に要求されることになる。通常の人に

とって、これは耐えられない苦痛である。このような苦痛や不安から解放し、人びとを安定化するような強制的な力を及ぼすのが、制度である。

たとえば、新入社員が工場制度に加わる時に、この工場が長年にわたって行ってきたような慣行が、これまで存続されてきており、これからも継続されるであろうと想定する可能性が高いといえる。ここでは、つねに生活の原理が根こそぎ問われたり、心理的な葛藤を負ったりすることが、制度が存在しない場合に比べて、軽減されていると考えることができる。経済史のD・C・ノースは、制度とは、人間の相互行為を行うときの道案内 (guide) であると言ったことがあるが、同様の意味のことをゲーレンは引用し説明している。制度というのは、「世界に開かれた人間がそれによって溢れるほどに満たされているさまざまな印象や刺激をくぐりぬける道案内という意味をもつものである」。個人は、このような制度に組み込まれることによって、自分が社会のなかでどのような位置にいるのかを知り、自分の行うべき行為がどのようなものとなるのかを、かなり確実性をもって予測できることになる。

わたしたちは、不確実性のなかにあって、このような経済制度を仮設し、わずかばかりの確実な部分を広げることを通じて、経済社会の「秩序 (order)」というものの可能性を見出している。経済領域で観察されるこの秩序という観点は、オーストリア学派の系統を受け継ぐ経済学者ハイエクがとくに強調した点である。ハイエクは、秩序というものを、「人びとが将来に対する予期を確実にするような状態」と、述べたことがあるけれども、このような経済秩序というものが存在していることの利点は、明らかである。個人が直接相手のすべての情報を得ていないときでも、このような秩序が成立していると仮定できれば、相手を信用して経済取引を成立することができることになる。あるいはまた、個人が社会全体の情報を知らなくとも、そこで通用するルールや慣行などの一部分のみを知るだけで、残りの部分についてのある程度正確な対応を期待することができることになる。ハイエク以外にも、何度も例にあげるメンガーの貨幣生成論などは、このことについての典型を提供している。商人たちが市場性の高い商品と交換をおこなう、という部分的な商習慣のみを知るだけで、そこには最終的に貨幣的な秩序という、以前より確実な経済的な全体秩序を、暗黙のうちにつくりだすことが可能になるのである。このハイエクはふつう、保守主義的な経済学者であると受けとめられているが、このような秩序というものの生成面を強調する視点からみるならば、かならずしもそうではないことがわかる。すこし文脈はことなるか

もしれないが、おそらくこのようなところに、ハイエクは自由主義者であっても保守主義者ではない、と保守主義の政治哲学者オークショットに言わせるような面があらわれると解釈できる。

このような秩序生成のはたらきを持っていることが、経済制度というものが必要とされる第四の理由である。これまで述べてきたように、個人は経済制度に加わることによって、一個人だけでは到底手に入れることができないような範囲にまで、みずからの予期の構造を拡大することができる。すこし言い換えるならば、これは社会全体に対する期待を、経済制度の範囲に縮減することにもなるが、この個人からみればかれの予期構造を格段に広げていることになる。そして、このことで実際の活動の範囲も拡大することになる。制度によって中範囲の段階で確かなものにするを通じて、個人はこの予期の構造をそれぞれ発達させているといえる。たとえば、市場制度を例にとってみる。人びとは市場以外のところでも買物を行うことができるかもしれない。社会全体には、市場にある商品よりももっと豊富な商品がありうるかもしれない。しかし、これらを探索したり契約したりするには、より多くの費用がかかってしまうし、長期的に安定してその商品を得る保証が得られない場合が多いといえる。これに対して、市場制度のもとであれば、これらの取引費用についての不確実性を取り除き、買手と売手の期待を確実なものにすることがある程度可能であるといえる。比較制度論者S・N・アイゼンシュタットは、このような制度が明確な秩序をもって、具体的な形をなす作用を、「結晶化 (crystallization)」とよんでいる。ひとは、制度の結晶化を通じて、個人の力を集団的に結集する契機を得ることができるといえる。

このようにしてみると、経済制度というのは、不確実性というものとほぼ表裏一体の関係にあるものといえる。この点からいえば、経済制度はつねに、あるいは必然的に、評論家カーライルの言う意味における「半結果 (half-result)」の産物であるのかもしれない。というのも、産業社会全体が想定している「全結果」からみれば、制度というものはまだまだ不完全なもので、失望すべきものだからである。貨幣制度も、市場制度も、企業制度も、産業社会全体のなかではそれぞれ不十分な役割しか果たしていないからである。しかし、だからといって、経済制度を設立しないほうがよいかといえはそういうわけでもない。というのも、不確実性や複雑性や不確実性という、経済的な「野蛮」状態と、経済制度あるいは経済制度の生み出す中範囲の秩序とのバランスが正常に保たれるならば、たとえそれがわずかなものであったとしても、ひとつ

の里程碑ともいうべき期待をわたしたちに起こさせるものだからである。

制度変化と進化

これまでみてきた経済制度の特徴のなかでも、とりわけ興味深いのは、不確実性に対してある程度の安定性を示すと同時に、不確実性に反応してかならず変化を示す点である。ここでメンガーやハイエクに注目してきたのも、制度を考える視点のなかのひとつとして、この制度の生成や変化ということが重要であるからである。ここで制度というレベルで見られるような変化を、制度変化 (institutional change) とよんでおきたい。なぜ制度変化は生ずるのか。経済社会のなかで起こる変化にとって、制度的な要因はどのような意味をもっているのだろうか。この点について、ここで考えてみたい。

このような制度変化が生ずる主要因は、一般的に言うならば、第一には、それまでの制度に限界があり、そこに相対的にみて衰退が始まっていること、第二には、新たな制度が成長してきて、それまでの制度と取りかわること、である。このような変化を、これまでの社会理論のなかでは、進化 (evolution) あるいは社会進歩 (social progress) という言葉で呼びならわしてきた。たとえば、十八世紀のD・ヒュームやE・バークに始まり、現代のF・ハイエクに至る自生的進化論の系譜が存在するし、十八世紀フランスには、テュルゴ、コンドルセなどの啓蒙主義的進歩論の系譜があり、さらに、十九世紀から二十世紀にかけて、H・スペンサー、W・サムナーなどの社会ダーウィニズム進化論、そして、T・ヴェブレンなどの制度的進化論が存在する。

しかし、このような社会進化論には、これまでさまざまな誤解や偏見がつきまってきたこともたしかである。このことは、たとえば啓蒙的な社会進歩論や経済発展段階論の一部にみられる楽観主義的な考え方をみれば、無理からぬところもある。これらの議論では人間社会が未開な野蛮状態から脱して、開化的な文明状態に達する、とする単純な、あるいは直線的な進化論が支配的であることをみることができる。しかしながら、ここでこれらの古典的な進化論についての理解と、今日の社会進化論につきまとう誤解とをここで区別しておかなければならない。

前述のハイエクが行っている整理にもとづいて、ここで進化論に対する誤解を二つ指摘しておきたい。第一に、社会についての進化論と、ダーウィンをはじめとする生

物学的進化論とのあいだに、不当な混同がある。この二つの進化論は相互に影響を与え合った点では、過去に共通点がなかったわけではないが、そこで使われる言葉の意味内容は実際には互いにかなり異なるものである。なかでも、もっともひどい混同は、淘汰 (selection) についての考え方にあらわれている。生物学的進化論では、自然淘汰 (natural selection) の対象になるのは、通常個体、あるいは先天的な生物学的能力である。たとえば、野生動物の世界では弱肉強食の結果、適者生存の法則が支配するなどの場合が存在する。この場合には、個体が淘汰される単位なのである。もちろん、生物学的進化論のなかでさえ、個体発生と系統発生などの区別はおこなわれているのは事実であるが、これをそのまま社会進化に当てはめることはできない。他方、社会的な進化論では、かならずしも淘汰の対象となるのは、個体つまり個人のみであるわけではない。むしろ、それ以外の要因に特徴があらわれる場合が多い。たとえば、経済学者のA・マーシャルのように、方法論的に個人主義をとる場合には、個人次元に還元してこの淘汰が行われると考えることになるが、社会的な進化論の範囲ではこのような個人還元論や生物学的還元論にまで行きつくのは、ひとつの極論である。ここで問題となるのは、自然淘汰ではなく、やはり社会制度の形成についての淘汰、すなわち社会淘汰 (social selection) であるといえる。つまり、社会的な進化論のなかで、淘汰の対象となるのは、個人ではなく、むしろ制度それ自体なのである。

第二に、指摘できる誤解は、進化論と発展段階論との混同にある。この両者あいだの決定的な相違は、具体的かつ既定的なコースを通ることは必然ではないと考えるか、それとも必然的であると考えるか、という点にある。進化という言葉の英訳は、evolution であるが、この語源になるラテン語の意味は、巻かれていたものが開かれること、つまり開化 (open) という意味に相当する。ハイエクが言うように、すでに胚に含まれている潜在性が解放されること、それが進化である。ここで具体的に、どの潜在性が解放されるのかは社会制度の場合にはまったく不確実なのである。社会の進化という考え方は、制度の発生自体の説明は行いが、必然的な発展段階の将来予測を含むものではないともいえる。現実の事態をみるかぎり、ヘーゲルやマルクス以来の全体論的な発展段階説のなかで、最終段階の予測について歴史的に確証を得たものはほとんど存在しない。ここでは、制度分析による進化論と、全体論的な社会分析による発展段階説との違いがあきらかに存在するといえる。

発展段階論の想定するような、確実性、必然性の支配しているところでは、そもそ

も進化や発展や文明という考え方は必要ない。なぜならば、将来について未知な状態にあるからこそ、進化を考える意味があるといえるからである。ここでは、制度というものを考えるうえで、重要な要素としての、不確実性というものの存在がそもそも忘れ去られている。

制度変化はなぜ生ずるか

制度変化がいかに生ずるのか、という点について、いくつかの類型に分けて、ここで検討を試みたい。この検討を行ううえで基準となるのは、変化によって形成される制度の特性である。これまでみてきたように、制度とは個人と社会をつなぐ媒介の役割を担っている。したがって、この両者をいかに媒介していくのが、重要な点である。個と全体の関係がいかに変化するのかという点に、制度変化のタイプがあらわれると考えられる。

まず最初にあげることのできるタイプは、外生的な制度変化、あるいは適応的な制度変化である。外生的な規準が存在していて、それに向かって適応的な変化を行うタイプである。社会学者M・ウェーバー、E・デュルケームにはじまり、現代の経営組織論や社会学者T・パーソンズなどの社会システム論に受け継がれてきている考え方である。たとえば、ウェーバーは、制度変化の一類型として「官僚制化」を描いている。ここで官僚制化というのは、支配の強化が合法的に行われる体制の変化であるが、この支配のプロセスでは、ある一定の「命令」という外的規準に対して、「服従」という適応過程が継続的に起こることにより、この制度変化が促進されることになる。このようにして、官僚制化の過程では、国家の発展にしたがって、そこに大規模な官僚組織が形成されることになる。ここでみられるような適応的發展のプロセスを、分化(differentiation)の過程と、統合(integration)の過程という二つに分割して説明したのは、前述のT・パーソンズである。たとえば、企業組織は生産環境の変化に対応するために、この適応のための能力を増大させようとし、各部門の専門化を図り機能分化を起こすことになる。そして、この結果、この分化した組織の各部門は新たな適応のために、最終的には新しい組織のもとにふたたび統合が企てられることになる。このような分化と統合の過程が継続して行われることによって、企業組織の制度変化が生ずるといえる。

このタイプの制度変化にみられる特徴は、第一に、個人の便益よりもむしろ集団の便益のために、変化が求められることにある。つまり、個人からみるならば、外生的に設定された規準や目的のもとに、それに対する個人の適応が要請されている。第二に、意図的で人為的な変化であるという特徴がある。全体についての知識を持っている者、あるいは、理性あると考えられている者によって、人工的に、あるいは計画的につくられる制度変化である。この点については、このような理性ある全知全能の人の存在を懐疑するハイエクやメンガーによって、設計主義、実用主義などとよばれ、批判の対象とされている。第三に、このような制度変化は、ヒエラルヒー（階層制）組織の内部、あるいは組織間で主として行われる性質をもっている。したがって、この分化や統合の過程が生ずるのは、市場で行われるような競争の結果ではなく、むしろ指令や命令などの統制的方法によるものである。

つぎにあげることのできる制度変化のタイプは、自生的な (spontaneous) 制度変化である。個人から始まって、最終的に社会的な調和に到達しようとするものである。この考え方は、前述したように、A・スミス、D・ヒュームにはじまり、今日のハイエクにつながるものである。この制度変化の特徴は第一に、この変化を司るルールの設定が個人間の有機的な調整に委ねられているという点をあげることができる。つまり、そこには外部や上部から命令する者もないような自然発生的な変化であるという特徴がみられる。第二に、この制度変化に参加する個人は、かならずしもこの変化のルールの存在に気づいているわけではない。それらのルールは明確な形で参加者に知られることなく、暗黙のうちに選び取られている。このような暗黙の知識 (tacit knowledge) の重要性は、哲学者のM・ポラニーによって強調されたものである。そこでいわれる「暗黙の知識」というのは、個人のレベルでの問題であるが、ここで問題にしている制度のレベルでも、これと類比的な構造がはたらいていると考えられる。第三に、人びとが従うルールは、理性によって選び取られるのではなく、広い意味での競争 (competition) によって淘汰されたものである。もしあるルールに従っている個人あるいは集団が、そのルールを採用しない個人あるいは集団よりも、継続して長く生き残り、その存続が成功であることが理解されるならば、そのことを通じて、このひとつのルールが選び取られ継承されていく、と考える。これはいわば経験からの知識 (learning by doing) というものを重視する考えである。

このような方法によって、人びとはこれまで、多くの慣習、道徳、法などの社会制

度を形成してきている。また、A・スミスの市場的調整、あるいはC・メンガーの有機的発生の貨幣制度などのなかでも、有効に働いてきたことを認めることができる。いずれにしても、人びとが、そこにルールが存在を見出し、このルールに従い、さらにルール間の比較検討を通じて、自生的制度というものは形成されているといえる。

おそらく、これら二つの制度変化のタイプのあいだには、いくつかの中間的なタイプを考えることができる。そこで、最後に示すことのできる制度変化のタイプは、各制度のあいだで、複合的な制度変化をあらわすものである。たとえば、経済学者R・H・コースの取引費用アプローチをあげることができる。この考え方では、各制度を比較した結果、そのなかで行われる経済取引コストのもっとも低い制度が選択されることになる。この結果、通常はあらゆる制度のなかでもっとも効率的な制度が選ばれることになる。この制度変化の特徴は、第一に、市場、企業などの複数の制度に深く関連する点である。そしてこの場合、一ヶ所で起こった変化は、それだけで完結しないで、他の制度にも影響を与えることになる。第二に、場合によっては、取引コストの比較だけでは、効率的か否かの判定はできない場合も存在する。というのも、この効率性が短期的なものか、それとも長期的なものかによって、制度選択には取引コスト以外の費目も付け加わる可能性もあるからである。

今日、このような複合的な制度変化が特別に求められている理由は、明らかである。それは、今日の経済社会があまりにも複雑であるために、その複雑性に対処するために、ひとつだけの制度にのみ頼ることができないからである。互いに競合するような複数の制度を並立させ、それぞれ発達させるなかで、制度選択が行われているのだといえる。

おわりに

この小論では、貨幣、市場、企業などその他さまざまな経済制度のあいだに、共通にみられる特性を考え、なぜ制度というものが必要とされるのか、ということ明らかにしてきた。またそのことを通じて、なぜ制度の存在しない状態のなかから、制度の存在する状態が生ずるのか、そしてなぜ制度変化ということが生ずるのか、ということを見てきた。ここでの議論をまとめていえば、これらの制度に共通するものとは、個人と個人のあいだ、個人と社会のあいだを結んでいるという中間的、かつ媒介的性

格である。つまり、この中間的な制度の存在することが、これの存在しないときにくらべて、さまざまな不確実性を減らすことができるということなのである。

この「制度」という言葉に当たる英語は、institution であるが、この言葉は「設立する (institute)」から派生したものである。この institute は in と stitu というラテン語から成り立っている。このうち、前者は「～のなか」、あるいは「～のなかへ」という意味であり、後者は status つまり、「状態」、「地位」などの意味である。このことからわかるように、institution というのは、ある状態にあること、あるいは、ある状態のなかに入っていくことである。人と人との関係がある状態にあること、あるいは人と人との関係が設立されること、これが制度である。

この語源からもわかるように、制度というものを考えるとき、たんに制度維持という点から見るだけでは不十分であり、さらに制度変化という視点からみる必要がある。ここで、制度変化という点がとくに重要な意味をもつのは、制度というものが、それを形成する個人と、あるいはこの制度によって構成される社会全体の動きと、たがいに関連し合う関係を、またときには、たがいに反発し合う関係を発達させてきているからである。経済制度は、個人と社会それぞれと相対的な関係を形成してきているのである。

このように個人と社会のあいだの中間段階で、制度というものは、本来の特徴ある調整機関の役割を果たしてきていると考えられる。これまでみてきたように、制度は、社会のなかでの小さな個人が不安定になることをかろうじて支える仕組みとして働くこともあるし、また大きな社会が急激に転換してしまうことを、中間の段階で微調整することもある。ここに、制度というものは、このような変化に対して反発するときには保守的な社会装置であるという理由をみつけることができる。けれども、それと同時に、やはり制度というものは、個人や社会の変容に対応して、たえず変化せざるをえないといわれる性格も強く持つ理由も、またここにある。「革新とはつねに新たな慣行の創造である」という有名な言葉があるように、制度変化ということも、制度をまったく取り払ってしまうわけではなく、新たな制度の創造を言うのである。

いづれにしても、ここで重要なのは、制度が個人の次元や社会の次元に還元されてしまったり、またはそこで解消されてしまったりすることのない独特の機関を発達させてきている、という現実である。個人と個人が結びついて、直接的に社会を構成することには、さまざまな不確実性がともなう。社会の極端な変革や革命にみられる過

度の狂信とでもいうべきものや、また逆に、個人それぞれの狭いところで発達させた過度の偏屈とでもいうべきものは、やはり社会の複雑な状況をよりいっそう複雑にしてしまうことがある。

最後に、この論文全体を象徴すると思われる言葉をあげるとすれば、それは社会学者ジンメルが『貨幣の哲学』で引用している、マルタ島の銅貨に刻まれているものではないかと思う。そこには「銅にあらず、信頼なり (non aes sed fides)」と記されている。貨幣というものが単なる金属の価値では支えきれずに、人びとが共通にもつ信用観念、あるいは信頼観念というものの支えを必要とするものへ変化していったことを如実に示している。金属貨幣制度から、信用貨幣制度への転換である。経済制度というものは、いく度かの制度変化を経て失敗をくりかえしながら、このように人びとの共通観念が醸成され、浸み込んでできたものだといえる。人びとのあいだで支配的な思考習慣が結晶化され、明確な形になったものが、このマルタ島の銅貨なのである。けれども、制度というものの成り立つ状況は、つねに両義的なものである。この銅貨は、人びとの確実さと不確実さ、つまり「制度的なるものと制度的ならざるもの」の両方を象徴している点で、まぎれもなくその背後に経済制度の形成を前提としており、その経済制度はこれまでのさまざまな制度変化の結果最終的に落ちついた形を反映しているといえる。

はじめに指摘したように、今日大きな社会の経済体制というものには、多くの人びとの疑問が集まってきており、制度レベルの社会変化や社会変動のもつ重要性は、以前にも増して大きなものになっているように思われる。ここでは、社会全体による「命令」的な動きでもなく、また個人レベルでの主意的な動きでもなく、むしろこれらの中間段階のレベルでの動きに、経済活動の多くが統合され、依存するようになってきているといえる。このような経済制度というものをみると、シュムペーターの制度モデルのように、創造的破壊や革新的結合などの制度生成の側面のみを極端に描くことにも疑問があるし、またヴェブレンのように保守主義的な心性を強調する制度モデルにも同様に疑問が残る。いずれにしても、ここで行ったことは、このような経済制度というものが本来的に持つこれら両義的な側面を、過剰な意味を排すことによって、正当に位置づけようとしたことである。以上でみたように、この小論は、このようないくつかの小さな拙劣な作業のなかに、思いも寄らないような大きな意味を再発見できるかもしれない、とわずかばかりの期待をしつつ、制度というものの観念

のなかに今日においても潜むものについて、ほんのすこしばかりの冒険的な発掘を試みたにすぎないものである。

引用文献および注記

- T .ヴェブレン 『有閑階級の理論』小原敬士訳 岩波文庫 1961
- J R .コモンズ 『集団行動の経済学』春日井薫他訳 文雅堂銀行研究社 1958
- G M Hodgson Economics and Evolution:Bringing Life Back into Economics Polity Press ,1993
- C .メンガー 『経済学の方法』吉田昇三改訳 日本経済評論社 1986
- C .メンガー 『一般理論経済学 1,2 』八木紀一郎他訳 みすず書房 1982 —1984
- G F .クナップ 『貨幣国定学説』宮田喜代蔵訳 有明書房 1988
- J Knight ,Institutions and Social Conflict ,Cambridge University Press ,1992
- J R .サール 『言語行為』坂本百大他訳 勁草書房 1986
- F A .ハイエク 『法と立法と自由』 , , 矢島鈞次他訳 春秋社 1988
- F H .ナイト 『危険・不確実性および利潤』奥隅栄喜訳 文雅堂銀行研究社 1959
- G .ジンメル 『貨幣の哲学』元浜晴海訳 白水社 1981
- N ルーマン 『信頼』野崎和義,土方透訳 未来社 1988
- A .ゲーレン 『人間の原型と現代の文化』池井望訳 法政大学出版局 1987
- D .C North ,Institutions ,Institutional Change And Economic Performance ,Cambridge University Press ,1990
- J .C Alexander (eds .)Differentiation Theory and Social Change ,Columbia University Press ,1990
- T .カーライル 『過去と現在』(カーライル選集)上田和夫訳 日本教文社 1962
- D .ヒューム 『人性論』大槻春彦訳 岩波文庫 1952
- E .バーク 『フランス革命についての省察』(世界の名著34)水田洋訳 中央公論社 1968
- A .マーシャル, M .マーシャル 『産業経済学』橋本昭一訳 関西大学出版部 1985
- A .スミス 『国富論』玉野井芳郎他訳 中央公論社 1968
- M .ポラニー 『個人的知識』長尾史郎訳 ハーベスト社 1985
- M .ウェーバー 『経済と社会』(支配の社会学)世良晃志郎訳 創文社 1960

T パーソنز 『社会類型 - 進化と比較 - 』（現代社会学入門—10）矢沢修次郎訳
至誠堂 1971

R H.コース 『企業・市場・法』宮沢健一他訳 東洋経済新報社 1992

J A.シュムペーター 『経済発展の理論』東畑精一他訳 岩波文庫 1977

G M Hodgson W J. Samuels and M R. Tool , Institutional and Evolutional Economics
[A~K],[L~Z], Edward Elgar , 1994

この小論は、平成五年度放送大学特別研究「経済制度の生成と発展」で生みだされた成果の一部にあたり、また放送大学印刷教材『経済文明論』で簡略に述べられた内容に加筆し発展させたものである。この論文作成にあたって拝受いたした数々の便宜にたいして、感謝申し上げる次第である。

『放送大学研究年報』1994年11月7日提出